**施術所の開設届を提出された皆様へ**

**大阪府ホームページに施術所の情報を掲載しませんか？**

大阪府では、府民の皆様が施術所を利用する際の参考としていただけるよう、府ホームページに施術所に関する情報を掲載しています。

* 保健所へ開設届を提出していること。
* 保健所の指導に従っていること。
* 届出事項に変更があった場合は、必ず変更届を保健所へ

提出すること

掲載の条件

トップページ＞健康・医療＞医療機関＞あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師、柔道整復師施術所について＞施術を受ける方へ ＞府内の施術所の情報

掲 載 場 所

掲 載 情 報

施術所名、電話番号、所在地、その他（施術時間、休業日など）

■□**掲載を希望される場合は、こちらにご連絡ください□■**

**大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課　医事グループ**

**０６－６９４１－０３５１（内線２５３５）**